

10月からマイナンバーが記載された「通知カード」と「個人番号カード申請書」を郵送します

広報かさい8月号でお知らせしたマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の運用が、平成28年1月から全国で開始されます。

■マイナンバーは一生使う大切な番号

社会保障制度や税などの行政手続きの効率化・利便性を高めるもので、住民票のあるすべての方が1人に1つ「マイナンバー」（12桁の番号）を持つこととなります。

市町村や税務署などの各機関が管理する個人情報を同一人物の情報として正確に確認するための基盤となり、国や地方公共団体がそれぞれ管理する情報をスムーズに連携することで、さまざまな効果が見込まれています。

マイナンバーは今後、市民の皆さんがさまざまな行政手続きで、一生使う大切な番号となります。

■通知カード受け取りのため、正しい住所登録を

通知カードはマイナンバーを通知する紙製のカードです。10月以降に全住民の住所地に、転送不要の簡易書留で送付されます。住民登録のある住所地に届きますので、住民票の住所に実際は住んでいない方、集合住宅の建物名や部屋番号の登録のない方は、通知が届かないこともあります。必ず受け取れるよう、10月2日（金）までに正しい住所の登録をお願いします。

通知カードの表面には、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されています。顔写真は掲載されませんので、通知カードのみでは身分証明書となりません。

届いた通知カードは、紛失しないように大切に保管してください。また、住所を変更する場合は、市民課窓口でカードをお持ちください。



■通知カードの送付先変更

やむを得ない理由により住所地（住民票の住所）で通知カードを受け取ることができない方は、申請により実際に居住している場所に送付することができます。本人が居住していない代理人の住所や勤務先などには送付できません。

申請後、なりすましによる不正な申請を防止するため、登録対象者に電話、訪問等により確認させていただく場合があります。

対象者／10月5日から11月末頃までの間、次の理由により住所地で通知カードを受け取ることができない方・DV等被害者、医療機関・施設等の長期入院・入所者、東日本大震災による被災者など

■マイナンバーの効果

利便性の向上／年金や福祉などの申請時に、用意する書類が少なくなり、負担が軽減されます。

公平・公正な社会／所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、不正を防止し、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

行政の効率化／各機関で、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減され、作業の重複などの無駄も削減されます。



通知カードの表（縦約54mm×横約85.5mm）



通知カードの裏

申請方法／市民課窓口または市ホームページにある申請書と必要書類を持参して、市民課窓口で申請してください。15歳未満の方や法定代理人がいる方は、保護者や法定代理人の方が申請してください。必要書類については、市ホームページまたは市民課までお問い合わせください。

郵送での申請／窓口で申請ができない方は、必要書類を同封し郵送で申請することもできます。

（送付先）〒675-2395 加西市北条町横尾1000

加西市役所 通知カード担当課 あて
居所情報登録申請書 在中

申請期限／9月25日（金）必着

■身分証明書として利用できる「個人番号カード」

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Tax等の電子証明等が行える電子証明書も搭載されている顔写真付きICカードです。通知カードと一緒に「個人番号カード交付申請書」を送付しますので、希望される方は申請してください。個人番号カードは地方公共団体情報システム機構で作成されるため、市役所での即日交付はできません。

カードの表面に、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が掲載され、裏面にマイナンバーが記載されています。また、住所を変更する場合は、市民課窓口でカードをお持ちください。

申請方法

①「個人番号カード交付申請書」に顔写真を添付し、地方公共団体情報システム機構へ送付してください。

※平成28年1月からカードが交付されます。申請書を送付してからカードを交付する準備ができるまで3週間程度かかります。

②加西市から申請された方に「通知書兼照会書」を郵送します。

③通知書兼照会書と本人確認書類2点（運転免許証、保険証など）、通知カード、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）を持参し、本人が市役所市民課へ来庁してください。

④暗証番号を登録後、個人番号カードを交付します。

申請できる人／本人または法定代理人（未成年者の親権者、成年後見人など）

有効期限／発行日から10回目の誕生日まで（20歳未満の方は5回目の誕生日まで）

発行手数料／初回無料



個人番号カードの表（縦約54mm×横約85.5mm）



個人番号カードの裏

■「住民基本台帳カード」から「個人番号カード」へ変わります

マイナンバー制度の導入に伴い、住民基本台帳カード（住基カード）の発行は平成27年12月末をもって終了します。すでに発行された住基カードは、有効期限まで身分証明書として使用できます。

住基カードに電子証明書を格納されている方は、電子証明書の有効期限まで電子証明書を使用できます。ただし、27年12月22日（火）17時以降は、住基カードに、新たに電子証明書を格納することができません。電子証明書を取得する場合は、28年1月以降に個人番号カードを取得していただく必要があります。

■自動交付機を停止（10月2日（金）17:15～10月4日（日）終日）

市役所とアステアかさいにある、住民票・印鑑証明・税証明を交付する自動交付機は、マイナンバー制度に対応するためのシステム改修に伴い、利用できません。ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。



市役所にある自動交付機

停止期間

10月2日（金）17:15～10月4日（日）終日

紺綬褒章

問合先／秘書課 ☎④8701 FAX③0291
hisho@city.kasai.lg.jp

公的機関や公益法人などに私財を寄附し功績が顕著な方をたたえる「紺綬褒章」を、千石唯司さんが受章されました。

千石唯司さん（67）別所町

千石さんは世界有数の古代中国の銅鏡300点以上を兵庫県に寄贈されました。銅鏡は、平成28年秋にフラワーセンターで常設予定です。

「市内に飾られるので、市民の皆さんをはじめ、多くの方に見て喜んでもらえればうれしい。褒章まで頂くことができ大変光栄です」と語られました。



銅鏡を紹介する千石さん